

熊本県公報

第 1 1 6 8 2 号
平成 20 年 4 月 16 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○ 第 41 期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める	(労働雇用総室) 1
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 10
○ 道路の供用開始	(") 10
○ 道路の区域変更	(") 10
○ 保安林の指定	(森林保全課) 11
公 告	
○ 団体営土地改良事業計画変更の適否決定	(農村計画・技術管理課) 11
○ 基本測量の終了	(監 理 課) 11
○ " " " " " "	(") 11
○ 平成 20 年度熊本県調理師試験の実施	(健康づくり推進課) 12
登 載 依 頼	
○ 自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施	(県警警務課) 13
○ 熊本県職員 of 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 14
○ 熊本県職員 of 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 15
○ 熊本県職員 of 勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(") 15

告 示

熊本県告示第 381 号

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。）第 19 条の 12 第 3 項の規定に基づき、第 41 期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次により労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成 20 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
 - (2) 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であり、又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 推薦される者の資格
委員の任命については法第 19 条の 4 の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 3 推薦期間
平成 20 年 4 月 30 日から平成 20 年 6 月 9 日まで
- 4 推薦に必要な書類
 - (1) 労働者委員候補者の推薦
 - ア 推薦書（別記第 1 号様式）
 - イ 履歴書（別記第 2 号様式）
 - ウ 法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明の申請については、次の書類を平成 20 年 5 月 15 日までに熊本県労働委員会に提出すること。
 - (ア) 労働組合資格審査申請書（別記第 3 号様式）
 - (イ) 労働組合同規約（選挙規程、会計規程を含む。）
 - (ウ) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
 - (エ) 役員名簿（別記第 4 号様式）
 - (オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
 - (カ) 調査表（別記第 5 号様式）

- (キ) 会計報告書、事務分掌規程等
- (2) 使用者委員候補者の推薦
 - ア 推薦書（別記第6号様式）
 - イ 履歴書（別記第7号様式）
- (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先
 - (1) 及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第1号様式及び別記第6号様式）、履歴書（別記第2号様式及び別記第7号様式）及び労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）については、熊本県労働雇用総室及び熊本県労働委員会に直接請求すること。
- 5 推薦の方法
 - 労働者委員候補者の推薦については、推薦書（4の(1)のア）及び履歴書（4の(1)のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の(1)のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の(2)のア）及び履歴書（4の(2)のイ）を、熊本県労働雇用総室に提出すること。

別記第1号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第41期熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
- 2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書				
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) ※H20.7.1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
労働組合に おける役職歴 (現在の地位 を含む。)	年	月		
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)				
賞 罰				
特記事項				

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

別記第3号様式

※処理番号 熊労委平成 年 (資) 第 号	※受付年月日 平成 年 月 日
平成 年 月 日	
熊本県労働委員会会長 様	
申請者 (名 称) (代表者氏名)	印
労働組合資格審査申請書 (住 所) (名 称)	
当労働組合は下記理由により、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。	
記	
1 申請の理由 熊本県労働委員会労働者委員候補者推薦のため	
2 証拠書類	
(1) 組合同規約(選挙規程、会計規程を含む。)の写し	
(2) 労働協約(覚書、協定書を含む。)の写し	
(3) 役員名簿(別記第4号様式)	
(4) 会社(事業所)の組織表(係別従業員数を記入のこと。)	
(5) 調査表(別記第5号様式)	
(6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと	

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 上記2の(1)、(3)、(4)、(5)は必ず提出のこと。

別記第5号様式

調 査 表

組合の名称				
事務所の所在地				
組合設立の年月日				
法人格の有無				
直近の上部団体				
単組・支部・分会				
組合の付帯事業				
専従役員の数		役員	職員	名
組合員数		事務職員	技能職員	合計
	男			
	女			
	合計			
使用者の名称				
代表者の氏名				
事務所の所在地				
事業の種類				
関係事業所の名称				
代表者の氏名				
事務所の所在地				
その他				
従業員数		事務職員	技能職員	合計
	男			
	女			
	合計			

別記第 6 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 1 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第7号様式

履 歴 書			
ふりがな ----- 氏 名		生年月日 (年 齢) ※H20.7.1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月	
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第19条の4(委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。
平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 氏 名 印 </div>

熊本県告示第 382 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	六嘉秋津新町線	上益城郡嘉島町大字北甘木字笈の瀬 2098 番 1 地先から 同所 2098 番 1 地先まで	前	15.0 ～ 22.2	12.8	廃道
			後	15.0 ～ 22.2		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 16 日

熊本県告示第 383 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙 字高瀬平 831 番地先から 同所 827 番 1 地先まで	16.8	地域連携特一

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 16 日

熊本県告示第 384 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	267 号	人吉市西間上町字小永野 2345 番 2 地先から 同市蓑野町字中棚 137 番 1 地先まで	前	6.4 ～ 24.2	220.0	交安国道 1 種
			後	8.0 ～ 29.9		
				6.4 ～ 24.2	200.0	

2 区域を変更する期日 平成20年4月16日

熊本県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡1525の1、1525の10から1525の13まで
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第279号

熊本市長幸山政史から協議のあった奥古閑・銭塘地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成20年4月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の奥古閑・銭塘地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月17日から平成20年5月19日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（1:25,000 地形図修正測量）	平成19年4月9日から 平成20年3月24日まで	熊本県内全域

熊本県公告第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成19年5月15日から 平成20年3月24日まで	熊本市、八代市、水俣市、宇城市、鹿本郡植木町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城

郡御船町、上益城郡益城町、上益城郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡五木村

熊本県公告第 282 号

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度調理師試験を次の要領で実施する。

平成 20 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成 20 年 8 月 22 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 番 100 号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学 歴 学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）。
 - (2) 調理実務経験 食品衛生法施行令第 35 条第 1 号、第 14 号若しくは第 32 号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1 回 20 食以上又は 1 日 50 食以上）において、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務で、2 年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課等で配付する。
なお、郵送による配布を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、あて先を明記し、90 円切手をはった返信用封筒（縦 23.5 センチメートル、横 12 センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に請求すること。
 - (2) 願書受付期間
平成 20 年 6 月 9 日（月）から平成 20 年 6 月 13 日（金）までとし、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成 20 年 6 月 13 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
 - (4) 提出書類
ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1 部
イ 卒業証明書又は卒業証明書の写し 1 部
学校教育法第 57 条に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
ウ 写真 1 枚
提出前 6 か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦 5 センチメートル、横 4.5 センチメートルの本人であることが確認できるカラー写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。
エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前 6 か月以内に交付されたもの） 1 部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
 - (5) 受験手数料
6,200 円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200 円分の定額小為替）
受験願書受理後の受験手数料は返還しない。
 - (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
合格者は、平成 20 年 9 月 12 日（金）午前 10 時に熊本県庁本館 1 階ロビー及び各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他

- (1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課（電話 096-333-2208）に行うこと。
- (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。

登載依頼**熊警公告第555号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年4月16日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
自動車任意保険契約
- (2) 契約内容
熊本県警察車両1224台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成20年5月31日から平成21年5月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者、又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成20年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 県税を完納している者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、平成20年4月16日（水）から平成20年4月28日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ア 定款

イ 商業登記簿謄本

ウ 営業経歴書

エ 印鑑証明書

オ 最近1年間の県税に係る納税証明書

- (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

4に記載のとおり

- (3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所等

熊本県警察本部警務部警務課装備第二係（熊本県警察本部庁舎3階）

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線 2314、2315

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

入札参加資格審査結果を通知した日から平成20年5月2日（金）までの日（県の

- 休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 5 月 12 日 (月) 午前 10 時 30 分から
- イ 場所
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
契約書作成の要否
否
契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 4 月 16 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 27 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事の事務部局の部農林水産部の款地方出先機関の項中「農業大学校長」を「農業大学校長 水産研究センター所長」に、「林業研究指導所長 水産研究センター所長」を「林業研究指導所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第28号

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和28年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「(熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年人事委員会規則第11号）の規定による管理職手当の区分が3種又は4種と定められている職員の行うものにあつては、12,000円)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第3項に次の1号を加える。

(3) 職員であつた者であつて退職し引き続き公立大学法人熊本県立大学の職員等となり引き続き当該年に再び職員となったもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

